

介護保険制度・介護保険料に関する Q&A

御前崎市 高齢者支援課

令和2年3月

vol. 2

介護保険制度・介護保険料に関する Q&A

【介護保険制度について】

Q1	介護保険は 64 歳までと 65 歳からでは何が変わりますか？	2 ページ
Q2	介護保険料は何に使われるのですか？	2 ページ
Q3	介護サービスを利用しない場合、介護保険料は戻りますか？	2 ページ
Q4	介護保険を利用していない（利用するつもりがない）が介護保険に入らなくてはいけないのですか？	2 ページ
Q5	介護保険をやめたい・介護保険料を納めたくないのですが。	3 ページ
Q6	介護保険料を納めないとどうなりますか？	3 ページ

【納付方法・保険料額について】

Q7	65 歳未満の介護保険料はどのようになっていますか？	4 ページ
Q8	65 歳以上の介護保険料の納め方は？	4 ページ
Q9	65 歳以上ですが会社で働いて給料をもらっている場合、介護保険料はどのように納めるのですか？	4 ページ
Q10	65 歳になって介護保険料の納付書が届きました。健康保険からも介護保険料を支払っていますが、両方支払うのですか？	5 ページ
Q11	口座引落としで介護保険料を納められますか？	5 ページ
Q12	65 歳になったら納付書が届きました、年金から天引きにならないのですか？	5 ページ
Q13	介護保険料を年金天引きにするにはどんな手続きが必要ですか？	5 ページ
Q14	介護保険料が年金から天引きされていないのですが。	6 ページ
Q15	年金から天引きされているのに納付書が届いたのですが。	6 ページ
Q16	御前崎市に転入しましたが、すでに介護保険料が年金から天引きされているのに納付書が届きました。二重払いではないですか？	6 ページ
Q17	年金からの天引き（特別徴収）をやめたい・納付書での納付（普通徴収）に変更したいのですが？	7 ページ
Q18	同じくらいの年金額の人と介護保険料が違うのはなぜですか？	7 ページ
Q19	介護保険料は何歳まで支払う必要がありますか？	7 ページ

【納付の相談について】

Q20	保険料を納めることが難しいのですが。	8 ページ
Q21	過去の納め忘れた保険料を納めたいのですが？	8 ページ

【介護保険制度について】

Q1	介護保険は 64 歳までと 65 歳からでは何が変わりますか？
A	<p>40～64 歳の方は、介護保険第2号被保険者になります。特定疾病（加齢に起因する国が定めた 16 種類の疾病）により、介護が必要であると市から認定された方が介護サービスを利用できます。介護保険料は、加入している医療保険の保険料に含まれています。</p> <p>65 歳以上の方は、介護保険第1号被保険者になります。介護が必要であると市から認定された方が、介護サービスを利用できます。介護保険料の金額は、基準額をもとに、課税状況や所得に応じて決められ、医療保険の保険料とは別に納めます。</p>

Q2	介護保険料は何に使われるのですか？
A	<p>納められた介護保険料は、介護サービスを利用している方のサービス費など、介護保険運営のために使われています。介護保険制度は、被保険者の介護保険料とともに、国・県・市が負担する公費を財源として運営されています。</p> <p>負担の内訳は、公費（国・県・市の負担分）：50%、40～64 歳の介護保険料：27%、65 歳以上の介護保険料：23%となります。</p>

Q3	介護サービスを利用しない場合、介護保険料は戻りますか？
A	<p>医療保険と同じで、サービスを利用しなくても介護保険料は戻りません。介護の負担を社会全体で支えていく制度のためご理解ください。</p>

Q4	介護保険を利用していない（利用するつもりがない）が介護保険に入らなくてはいけないのですか？
A	<p>介護保険は、介護の負担を社会全体で支え合う社会保障制度です。サービスを利用する、しないにかかわらず、40 歳～64 歳の医療保険加入者、65 歳以上の方全員が被保険者となります。</p>

Q5	介護保険をやめたい・介護保険料を納めたくないのですが。
A	介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支えるという理念のもとに、介護保険法で定められたもので、任意で脱退することはできません。また、被保険者には介護保険料の納付義務があります。

Q6	介護保険料を納めないとどうなりますか？
A	<p>特別な理由がなく介護保険料を滞納すると、保険給付が制限され、サービスを利用するときに多額の負担が必要となる場合があります。</p> <p>(1) 1年以上の滞納 利用したサービス費用の全額(10割分)をいったんご自分で負担していただくこととなります。市へ申請すると、保険給付相当分が後日支払われます。</p> <p>(2) 1年6ヶ月以上の滞納 利用したサービス費用の全額(10割分)をいったんご自分で負担していただくこととなります。市へ申請すると、保険給付相当分から滞納している保険料を差し引かれて後日支払われることがあります。</p> <p>(3) 2年以上の滞納 未納期間に応じて割り出された期間、自己負担の割合が引き上げられます(負担割合が1割または2割の方は3割、負担割合が3割の方は4割となります)。また、高額介護サービス費等(利用者負担が一定額を超えたときに支給)が受けられなくなる場合があります。なお、納期限から2年経過した介護保険料は、さかのぼって納めることはできません。</p>

【納付方法・保険料額について】

Q7	65歳未満の介護保険料はどのようになっていますか？
A	40歳以上65歳未満の方は、医療保険分の保険料と介護保険分の保険料を合わせて納めます。保険料額は、加入している医療保険者（国民健康保険、健康保険組合など）が所得などに応じて決定します。詳細は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

Q8	65歳以上の介護保険料の納め方は？
A	<p>以下3つの方法になります。</p> <p>(1) 年金支給の際に、介護保険料が年金から差し引かれる（特別徴収） 65歳以上の方は、原則的に特別徴収での納付になります。</p> <p>(2) 納付書で納める（普通徴収） 年金の年額が18万円未満の方、年度の途中で65歳になった方、転入した方など特別徴収ではない方で、口座振替の登録のない方。</p> <p>(3) 口座振替で納める（普通徴収） 年金の年額が18万円未満の方、年度の途中で65歳になった方、転入した方など特別徴収ではない方で、口座振替の登録が済んでいる方。 (2)の納付書で納めている方は、口座振替依頼書を提出することにより口座振替での納付に切り替えることができます。</p>

Q9	65歳以上ですが会社で働いて給料をもらっている場合、介護保険料はどのように納めるのですか？
A	年額で18万円以上の年金を受給している方は、年金から徴収されます。年金からの徴収が開始されるまでは、納付書または口座振替で納めます。会社で働いていても、医療保険に上乘せされることはありません。

Q10	65歳になって介護保険料の納付書が届きました。医療保険からも介護保険料を支払っていますが、両方支払うのですか？
A	65歳になった月分からは、医療保険での介護保険料の負担はなくなります。今後は届いた納付書等で医療保険とは別に介護保険料をお支払いください。医療保険に含まれる介護保険料については、加入している医療保険者にお尋ねください。また、国民健康保険に加入している場合は、65歳になることを見越して、あらかじめ介護保険料分を差し引いた金額で計算されています。

Q11	口座引落としで介護保険料を納められますか？
A	納付書で介護保険料を納めている方は、口座振替が利用できます。市役所高齢者支援課または口座のある金融機関へ、通帳と届出印を持ってお申し込みください。登録ができる金融機関は、静岡銀行、島田掛川信用金庫、遠州夢咲農協、ハイナン農協、静岡県信漁連、ゆうちょ銀行です。特別徴収（年金天引き）で納付している方や40歳～64歳の方で医療保険と一緒に納付している方は、納付方法を変更できませんのでご了承ください。

Q12	65歳になったら納付書が届きました、年金から天引きにならないのですか？
A	65歳になられてしばらくの間（半年から1年程度）は、納付書での納付になります。年金保険者（年金機構や共済組合）の手続きが完了し、年金からの天引きが始まる時は、高齢者支援課から通知をお送りしますので、それまでの間は納付書で納めてください。また、年金を受給していても年額18万円未満の場合は、年金から天引きになりません。

Q13	介護保険料を年金天引きにするにはどんな手続きが必要ですか？
A	介護保険料の年金天引き（特別徴収）の開始に手続きは必要ありません。18万円以上の年金があり、特別徴収を開始できない理由がなければ、半年から1年を目安に特別徴収が開始されます。それまでは納付書や口座振替での納付をお願いします。

Q14	介護保険料が年金から天引きされていないのですが。
A	<p>介護保険料は、特別徴収（年金からの天引き）が原則ですが、次のような場合には普通徴収（納付書または口座振替による納付）となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 年金の年額が 18 万円未満の場合 (2) 年度の途中で 65 歳になった場合 (3) 他の市区町村から転入した場合 (4) 年度途中に、修正申告や世帯状況の変更で所得段階の区分が変更となった場合 (5) 年金の再裁定など年金の種類や金額が変更された場合（特別徴収が継続される場合もあります。） (6) 年金の支払いが停止（一部停止）になった場合 (7) 年金を担保に借り入れを行った場合 (8) 年金の繰り下げ受給手続きをした等、年金を受給していない場合

Q15	年金から天引きされているのに納付書が届いたのですが。
A	<p>年度の途中で課税状況の変更等（修正申告や世帯状況の変更）により、介護保険料の段階が変わり年間保険料が変更になった場合、年金から天引きと納付書との両方で納めていただくことがあります（併用徴収）。</p> <p>また、これまで年金天引き（特別徴収）で納付していても、納付書や口座振替での納付（普通徴収）に切り替わることがあります。</p>

Q16	御前崎市に転入しましたが、すでに介護保険料が年金から天引きされているのに納付書が届きました。二重払いではないですか？
A	<p>年金から天引きされている介護保険料は前の住所地の介護保険料です。いずれ天引きは停止され、納すぎがあれば前住所地から還付について連絡があります。</p> <p>今後は御前崎市で介護保険料を納めていただきますが、すぐに年金からの天引きを開始できません。年金から天引きが開始されるまで、納付書での現金納付をお願いします。</p>

Q17	年金からの天引き（特別徴収）をやめたい・納付書での納付（普通徴収）に変更したいのですが？
A	介護保険法で、年金からの徴収（特別徴収）を原則とすることが定められており、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金の支給額が年額 18 万円以上の場合は、年金からの徴収となります。希望により年金からの徴収を停止することや、納付方法を選択することはできません。

Q18	同じくらいの年金額の人と介護保険料が違うのはなぜですか？
A	世帯の住民税課税状況の違いによる差である場合があります。介護保険料は本人の収入状況の他に、世帯の住民税課税状況も影響します。本人の年金額や収入状況が同じであっても、世帯に住民税課税者がいるかないかで、介護保険料が異なります。

Q19	介護保険料は何歳まで支払う必要がありますか？
A	介護保険料を支払う対象年齢に上限はありません。終身負担していただきます。また、要介護状態になっても支払う必要があります。

【納付の相談について】

Q20	介護保険料を納めることが難しいのですが。
A	介護保険料を納めることが難しい場合は、高齢者支援課へご相談ください。事情によっては徴収の猶予や、減額免除を受けられることがあります。また分納などの納付相談も行っています。 なお、介護保険料を納めないでいると、サービスを利用する際に給付制限（Q6 参照）を受ける場合があります。

Q21	過去の納め忘れた介護保険料を納めたいのですが？
A	過去 2 年間までの介護保険料は納めることができます。納付書を発行しますので、高齢者支援課までご連絡をお願いします。 また、納期限から 2 年経過し時効となった介護保険料は、さかのぼって納めることができません。サービス利用時に給付制限（Q6 参照）を受けないためにも忘れずに納めてください。